

登録を受けることができない無人航空機

最低限必要となる機体の安全性を確保するため、
以下の要件に該当する場合は登録することができません。

01



製造者が機体の安全性に懸念があるとして回収（リコール）しているような機体や、事故が多発していることが明らかである機体等、あらかじめ国土交通大臣が登録できないと指定したものの。

02



表面に不要な突起物がある等、地上の人等に衝突した際に安全を著しく損なう恐れのある無人航空機

03



遠隔操作または自動操縦による飛行の制御が著しく困難である無人航空機

令和2年の改正航空法により、無人航空機は無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供することはできません。

詳細は無人航空機登録ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/> →

